

# 平成28年度予算編成方針概要

## I：平成28年度予算の基本的な考え

- (1) 復興事業の重点化や通常施策の厳しい選択など、平成27年度予算の方針は基本的に維持する。
- (2) 私たちのふるさと「いしのまき」の復興を全力で推進させる一方、復興後も見据えた財源確保に裏打ちされた安定的な財政運営を図る。

## II：予算編成の前提

- (1) 通常予算は、例年どおり厳しく査定し、経常的経費の縮減を図る。
- (2) **復旧・復興事業**については、復興財源で全て手当されるべきであるが、現実的には、一般財源による対応が不可避となっている。また、東日本大震災復興交付金の対象となる既成市街地に係る土地区画整理事業や市街地再開発事業においても、一般財源が必要となる。
- (3) 総合計画実施計画のうち、施設の維持補修や車両購入等については、実施計画の裁定の枠として、予算査定に委ねられる。
- (4) 各実施計画においても再協議となっている事業もあることから、**現在の財源不足額（59.0億円）は、確定したものではない。**

## ■キャッチフレーズ

「〇〇〇予算」  
 予算編成説明会時には示さず、予算編成後の内容見て協議

## III：本市の財政状況（平成28年度以降の見通し）

1 歳入	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市税については、給与所得（雑損控除の減少）や住宅新築、津波浸水区域の課税免除区域見直し等で震災以前の水準まで回復しているが、震災の影響によるものであり、今後人口の減少や震災需要の終了などから持続的な増収は見込めない。</li> <li>■地方交付税については、平成27年国勢調査人口が平成28年度の普通交付税に反映されること、合併算定替え終了に伴う段階的削減も平成28年度から始まることに併せ、国の概算要求における地方交付税の伸びが▲2.0%であることなど、普通交付税の増額は期待できない。</li> <li>■依然、歳入環境は、厳しい状況が続く見込みにならざるを得ない。</li> </ul>
2 歳出	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活保護を中心とする扶助費や施設の復旧などによる管理経費の増加に加え、平成29年4月の消費税引上げに伴う経常的経費の増加への対応が必要となる。</li> <li>■経営基盤に甚大な被害があった公営企業のうち、特に新病院建設を控える病院事業に対しては、開院後を見据えた運営資金確保など健全化に向けた財政措置を行う必要がある。</li> <li>■新病院建設財源への注意も必要である。</li> <li>■歳出総額は、当面増大した中で推移する見込み。</li> </ul>
3 収支	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総合計画や震災復興基本計画の各実施計画に対応するための政策的一般財源を計上した財政収支見通しでは、平成28年度から平成30年度までの3か年で59.0億円の財源不足が見込まれ、財源調整として財政調整基金を充当する。</li> <li>■東日本大震災復興交付金を始めとする国の財政支援については、平成28年度以降、一部地方負担が発生することになり、徹底した歳入確保策及び歳出削減策に取り組む必要がある。</li> </ul>

## IV：予算編成方針

1 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「震災復興基本計画」に掲げる「再生期」の3年目として折り返しを過ぎ、次の「発展期」へ引継ぐ大事な年度と位置付ける。</li> <li>(2) 「震災復興基本計画」に基づく事業を最優先に実施することとし、マンパワーや財源についても徹底した復興事業への「重点化」を継続する。</li> <li>(3) 普通交付税の減少を見据えた歳入確保と併せ経常的経費の抑制を図る。</li> <li>(4) 新規事業の要求については、「震災復興基本計画」や「総合計画」に基づくものを除き、原則認めない。（実施計画に記載された金額を上限に査定する。）</li> <li>(5) 確実な財源確保に努め、一般財源に過度に依存した事業の実施は行わないこと。</li> </ul>
2 「震災復興基本計画」の確実な実行	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「震災復興基本計画」に基づく事業については、最優先に取り組む施策であり、確実な実行を図っていくが、財源確保についても重点的に取り組む必要がある。</li> <li>(2) 財源としては、国県支出金のほか、「東日本大震災復興交付金基金」をはじめ、「震災復興基金」及び「震災復興特別交付税」を最大限活用することを基本とする。</li> <li>(3) 国県に対し、財政支援の新設や現行制度の継続、拡充など、復興事業に影響を及ぼさないよう要望活動にも力を入れる。</li> </ul>
3 財源不足への対応と財政規律の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歳入では、過疎債ソフト分の活用を始め、国県補助金の弾力的な運用の検討を行う。</li> <li>(2) 歳出では、経常的経費の抑制は喫緊の課題と位置付け、選択と集中による大胆な抑制策に取り組む。スクラップ・アンド・ビルドを基本として取り組む。                      なお、復興期間であることを踏まえ、これまでのとおり削減割合は設定しないが、経常的経費の抑制を図るため、平成27年度当初予算額を下回る計上とする。</li> <li>(3) 「補助金の見直し指針」に基づく要求とする。</li> <li>(4) 収支不足、財源調整は、減債基金及び財政調整基金での厳しい対応にならざるを得ない。</li> <li>(5) 財政規律を保持するため、「震災復興基本計画」及び「総合計画」以外の普通建設事業については、継続中の国県補助事業を除き、原則実施しない。</li> </ul>
4 実施計画に記載されない予算対応事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 震災関連事業を推進する中でも財政規律を保持するため、「震災復興基本計画実施計画」及び「総合計画実施計画」に記載されない普通建設事業（予算対応の指示のあったものを含む。）については、予算額の抑制及び市債発行の縮減、さらには、震災関連事業に係るマンパワー確保を図る観点から、継続中の国県補助事業を除き、原則認めない。</li> </ul>